

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	警察などが提供する「児童ポルノ画像が掲載されているサイト情報」に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を今年度中に行われようとしています。これは実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことでもあります。ブロッキングされたサイトの情報、ブロッキングされた具体的な理由なども公表する必要もなく、根拠となる条文も曖昧な為、警察などによる恣意的なブロッキングがいくらかでも可能になります。すなわち、他の大多数の国民が「児童ポルノが掲載されていない」と判断したサイトでも、いくらかでも理由をつけてブロッキングをすることができるのです。またブロッキングを迅速に解除する手続きも不明です。このようなことをすれば、憲法に規定されている「表現の自由」・「国民の知る権利」・「通信の秘密」・「検閲の禁止」を侵害することになります。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定してください。